

平成25年12月 NACCS

年末年始におけるシステムの運用等について

NACCSシステムにおける年末年始のシステム対応等について、お客様にご注意いただきたい事項を次のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. システムの稼働時間について

12月15日(日)03:00から04:30までの間は、定期メンテナンス等のため、システムを停止いたします。その他の日は、年末年始を通じて通常の稼働時間となります。

2. メインセンターのデータ保存期間について

(1) 年末年始の休日の関係から、輸入申告DB等、一部のデータの保存期間を次の表のとおり延長いたします。

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12											1月								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く。)>	○							△												◎
輸出申告DB：輸出申告事項登録(EDA)		○							△											◎
輸入申告DB：共通管理番号輸入申告明細DB						○					△									◎
：輸入申告事項登録(IDA、SWA)							○							△						◎
輸入申告(沖縄特免制度)DB							○								△					◎
：輸入申告事項登録(沖縄特免制度)(OTA)								○								△				◎
修正申告DB：修正申告事項登録(AMA)									○	○								△		◎
関税等更正請求DB：関税等更正請求事項登録(KKA)											○								△	◎
別送品輸出申告DB：別送品輸出申告事項登録(UEA)												○								◎
機用品蔵入承認DB：機用品蔵入承認申請事項登録(CTA)																				◎
移出輸入申告DB																				◎
：石油製品等移出(総保出) 輸入申告事項登録(MWA)																				◎

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12											1月								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して4日間(日・祝日を除く。)>	○					△														◎
積コンテナDB：船積情報登録(CLR)		○					△													◎
※積コンテナ情報を登録した場合			○	○	○				△											◎
輸出自動車DB：輸出自動車情報登録(MOA)						○				△										◎
添付ファイル格納DB：添付ファイル登録(MSB)							○				△									◎
								○						△						◎
									○	○					△					◎
											○					△				◎
												○						△		◎
													○	○						◎
														○					△	◎

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12											1月								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して10日間(日・祝日を除く。)>	○													△						◎
インボイス・パッキングリスト情報DB		○													△					◎
：インボイス・パッキングリスト情報登録等			○	○	○											△				◎
(IVA、IVA02、IVB、IVB02、IVB03)						○													△	◎

【 ○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間 】

DB名：主な業務名	12月											1月								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間 (日・祝日を除く。)>	○								△											◎
バンニング予定情報DB：バンニング予定情報登録 (VAP、VPE)		○									△									◎
船積情報状況DB：船積確認事項登録 (ACL01、ACL02、ACL03、ACL04)			○	○	○									△						◎
※出港予定日が入力されていない場合										○									△	◎
卸コンテナ一覧DB：卸コンテナ情報登録等 ※卸コンテナリストを提出した場合											○	○								△ ◎
積コンテナDB：船積情報登録(CLR) ※積コンテナ情報を提出した場合																				

【 ○：DMF業務で入力された入港年月日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間 】

DB名	12月											1月								
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、DMF業務で入力された入港年月日から起算して6日間 (日・祝日を除く。)>	○								△											◎
コンテナ情報DB		○	○	○							△									◎
貨物情報DB(海上)						○						△								◎
積荷目録管理DB※							○							△						◎
								○							△					◎
									○							△				◎
										○							△			◎
											○							△		◎

【 ○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間 】

DB名：主な業務名	12月											1月							
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間 (日・祝日を含む。)>	○						△												◎
食品等輸入届出DB・共通管理番号他法令手続明細DB ：食品等輸入届出事項登録(IFA)		○						△											◎
			○							△									◎
				○							△								◎
					○							△							◎
						○							△						◎
							○							△					◎
								○							△				◎
									○							△			◎

【 ○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間 】

DB名：主な業務名	12月											1月											
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間 (日・祝日を除く。)>	○						△											◎					
輸入畜産物申請テーブル・共通管理番号他法令手続明細DB ：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)		○						△											◎				
輸入動物検査申請テーブル・共通管理番号他法令手続明細DB ：輸入動物検査申請事項登録(IOA)			○	○	○					△										◎			
犬等届出申請テーブル・共通管理番号他法令手続明細DB ：輸入犬等検査申請事項登録(IQA)						○							△								◎		
輸出畜産物申請テーブル ：輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)									○											△			◎
輸出動物検査申請テーブル ：輸出動物検査申請事項登録(EOA)																							

※ 積荷目録管理DBについては、DBが削除される前に同一の船舶コード(ノールサイン)及び港コードにて次航海分を登録すると、次航海分のデータが保存中の積荷目録管理DBに追記されますので、同一船舶で同一港への寄港が2回以上ある場合は、船舶港枝番を付与し登録してください。

- (2) 前記(1)以外の各種情報（DB）のシステム保存期間は通常どおりとなります。具体的な保存期間は、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種情報（DB）のシステム保存期間」を参考にしてください。

なお、ご注意いただきたい主な業務DBの保存期間を以下にお知らせいたします。

① S/I情報DB

「船積指図書情報登録（SIR）」業務及び「船積指図書情報登録（SIR02）」業務にて作成されるS/I情報DBの保存期間は次のとおりです。

- 「船積指図書情報登録（SIR）」業務及び「船積指図書情報登録（SIR02）」業務にて新規登録または訂正を行った場合で、出港予定年月日が登録された場合、登録された出港予定年月日から起算して7日間（日・祝日を除く。）です。
- 「船積指図書情報登録（SIR）」業務及び「船積指図書情報登録（SIR02）」業務にて新規登録または訂正を行った場合で、出港予定年月日が登録されなかった場合、当該業務を実施した日から起算して14日間（日・祝日を除く。）です。

② 貨物情報DB

「輸出貨物情報登録（ECR）」業務にて作成され、搬入前申告または搬入確認等の後続業務が行われていない貨物情報DBの保存期間は、搬入予定年月日から起算して7日間（日・祝日を除く。）です。

③ 輸入申告DB／輸入マニフェスト通関申告DB

輸入許可となった申告情報は、輸入許可日を含め6日間（日・祝日を除く。）です。

④ 航空輸入貨物DB

輸入混載貨物におけるMAWB情報の保存期間は、「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務の終了登録が実施された日を含め7日間（日・祝日を除く。）です。

⑤ 航空輸出貨物DB

搬入履歴のない貨物で、「混載仕立情報登録（HDF01）」業務等の混載仕立情報登録が実施された輸出貨物情報の保存期間は、当該業務等が実施された日を含め3日間（日・祝日を除く。）です。

⑥ LDR・搬入伝票DB

「輸出貨物情報登録（CDB01）」業務等を実施した後、搬入前申告または搬入確認が実施されない場合、搬入伝票情報の保存期間は、当該業務等が実施された日を含め5日間（日・祝日を除く。）です。

⑦ 航空保税運送DB

対象AWBがすべて他空港向一括保税運送貨物（ULD収容）である保税運送申告情報の保存期間は、「保税運送申告（一括）（GOL01）」業務が実施された日を含め3日間です。また、対象AWBがすべて他空港向一括保税運送貨物（ただし、ULD収容とバラが混在）である保税運送申告情報の保存期間は、「搬入確認登録（システム対象内保税運送）（BIN01）」業務が実施された日を含め3日間です。

⑧ 添付ファイル管理DB

「申告添付登録（MSX）」業務等の添付関連業務により登録した添付情報の保存期間は、通関関係書類の電磁的記録による提出の対象となっている申告等実施日を起算日としております。添付関連業務の実施日ではございませんのでご注意ください。また、税関の運用方針のとおり「申告添付登録（MSX）」業務に関しましては、輸出・輸入の各申告後、業務を実施願います。

⑨ 植物等輸入検査申請DB

輸入検査申請事項登録（IPA）における申請情報の保存期間は365日間です。なお、変更承認された申請情報の保存期間は14日間ですのでご注意ください。

※ 年末年始で日曜・祝日に該当する日は、12月22日(日)、23日(月・祝)、29日(日)、1月1日(水・祝)、5日(日)となりますので、日数をカウントする際はご注意ください。

※ 「再出力(ROT)」業務の実施可能な期間

「再出力(ROT)」業務につきましては、DB容量の関係から保存期間延長の対応を行っておりません。従いまして、通常どおり、当初業務で電文が発生した日から**6日間(日・祝日を除く。)**実施可能となります。

### 3. 各種電文の保存期間について

下記の電文につきましては、保存期間を**1月8日(水)まで**延長いたします。

(可能な限り早期に取出し等の対応をお願いいたします。)

(1) 滞留電文の取出し期間(インタラクティブ処理方式ご利用のお客様(電文受信ソフト含む。))

12月20日(金)から1月1日(水・祝)までの間に滞留電文となる電文

(通常、7日間(土日・祝日を含む。))取出し可能

(2) メールボックスからの取出し期間(メール処理方式ご利用のお客様)

12月20日(金)から1月1日(水・祝)までの間にメールボックスへ配信される電文

(通常、7日間(土日・祝日を含む。))取出し可能

(3) 納付書情報(口座)再出力業務(DLS05)の実施可能な期間

12月20日(金)から12月31日(火)までの間に当初業務で発生した電文

(通常、当初業務で電文が発生した日の翌日から6日間(日・祝日を除く。))実施可能

(4) 管理資料の取出し(日報、週報及び月報は通常どおりに配信を行います。)

12月20日(金)から1月1日(水・祝)までの間に配信される電文

(通常、配信日から7日間(土日・祝日を含む。))取出し可能

なお、延長期間の経過後につきましては「管理資料情報再取出」にて取出しを行ってください。

### 4. 運送承認期間の延長について(海上業務)

12月13日(金)から12月31日(火)までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間(輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む。))及び内国貨物運送承認の運送期間については、**通常の運送期間に加え10日間(土日・祝日を含む。)**延長されて出力されます。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

### 5. 関係省庁業務機能について

(1) 関係省庁業務機能

年末年始のシステムによる手続き(各官庁の対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

(2) 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX等)、「入港届」(VIX等)、「出港届」(VOX等)、「入港料減免・還付申請」(KIT)、「船舶運航動静通知」(KMT)、「海側施設使用許可申請」(KST)、「陸側施設使用許可申請」(KLT等)を行う場合、宛先官庁の年末年始のシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。年末年始のシステムによる手続き(各官庁のシステム対応状況)は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

なお、税関宛の届出については通常どおりに処理されますので、届出情報の宛先選択を行うことにより、システムによる提出をお願いいたします。

### 6. 翌週レートの登録日について

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおりとなります。

① 12月29日(日)からの為替レートは、12月26日(木)から使用可能

② 1月5日(日)からの為替レートは、12月28日(土)から使用可能

## 7. NACCS専用口座の利用について

12月31日(火)から1月5日(日)までの間は、口座残高の積増しはできません。  
なお、口座利用可能時間帯につきましては、[こちら](#)をご覧ください。

## 8. マルチペイメントネットワーク(MPN)の利用について

1月1日(水・祝)21:00から1月2日(木)05:30までの間は、マルチペイメントネットワークでの納付はできませんのでご注意ください。

また、マルチペイメントネットワークでの納付については、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認の上、納付の業務を行ってください。

## 9. リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)の利用について

1月1日(水・祝)20:15から1月2日(木)05:40までの間は、リアルタイム口座振替(ダイレクト方式)での納付はできませんのでご注意ください。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認の上、納付の業務を行ってください。

なお、NACCS専用口座とは異なり口座残高の積増しは可能です。

※上記の利用不可時間に合わせて、ダイレクト共同利用センターのシステム更改が行われる予定となっております。

なお、利用不可時間の為、お客様への影響はございません。

また、予備日が以下の通り設定されております。万一、予備日の利用が必要となった場合には改めてNACCS掲示板によりご案内させていただきます。

予備日 平成26年2月15日(土)21:00~2月16日(日)05:30

## 10. 歳入金電子納付システム(REPS)関連の支払期限について

12月27日(金)19:00から1月6日(月)09:00までの間は、財務省歳入金電子納付システムの計画停止のためシステムを停止いたします。したがって、この間の手数料納付については印紙により納付してください。

手数料の支払期限については、全手続き共に休日延長されません。支払期間が年末年始にかかる場合は各金融機関の営業時間をご確認の上、お支払いください。

## 11. 年末年始における利用者設定情報登録業務(U××業務)の制限について

現在、土曜日、日曜日及び祝祭日を除き平日の09:00から17:00(UTB業務については00:00~23:00)までの間、お客様に開放しております利用者設定情報登録業務について、12月28日(土)から1月5日(日)までの間は業務が実施できなくなりますのでご注意ください。

なお、照会業務・呼出し業務(照会機能として利用するもの)については終日実施可能となります。

※ お客様が実施可能な利用者設定情報登録業務は、NACCS掲示板「業務仕様書」に掲載しております。詳細につきましては「海上運送貨物電算関係利用マニュアル」「航空運送貨物電算関係利用マニュアル」をご覧ください。

## 12. 輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正等について

輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部が、平成26年1月1日(水・祝)より改正されます。改正内容についてご不明な点がございましたら、税関にお問い合わせください。

また、NACCS用品目コードについても、一部見直しを行っておりますのでご注意ください。

- (1) 本年中に申告事項登録を行い、1月1日(水・祝)以降に申告を行う場合で、当該申告に係る品目コード等が1月1日(水・祝)に改正されている場合は、申告事項を訂正した後に申告を行う必要がありますのでご注意ください。
- (2) 年内に受理されている予備申告については、あらかじめ税関に申し出た上で、「輸入申告変更事項呼出し(IDD)」業務等を利用して訂正してください。訂正を行わずに本申告を行った場合は、エラーとなりますのでご注意ください。また、年内に改正後の品目コード等での予備申告を行った場合も、エラーとなりますのでご注意ください。

(3) 改正後の輸出統計品目表及び輸入統計品目表につきましては、日本関税協会から発行される「2014年版 輸出統計品目表」または「2013年度版 実行関税率表追補」をご参照ください。

また、輸出統計品目表及び輸入統計品目表の新旧対照表が以下のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

日本関税協会ホームページ <http://www.kanzei.or.jp/>

(4) 統計品目表の改正等に伴い、業務コード集の「5. NACCS用品目コード（輸入）」が変更となります。詳細については、「NACCS掲示板」の「NACCS用品目コードの一部改正について」をご覧ください。

### 13. デジタル証明書再発行後の再取得可能日について（netNACCSご利用のお客様）

再発行の申込から利用可能（再取得可能）となるのは、当該申込みの翌平日からとなりますのでご注意ください。

<NSSにて再発行申込をした場合>

再発行依頼書の受付日	12/27～1/5
利用可能日	1/6

なお、具体的な手続きにつきましては、NACCS掲示板のデジタル（クライアント）証明書についてをご覧ください。

### 14. システム設定関連書類の締切日及びシステム登録日（利用開始日）について

NACCS掲示板（「申込手続（NSS）」→「利用申し込みから利用開始までのスケジュール表」）でもお知らせしている内容となりますが、12月13日（金）締切のシステム設定関連書類にあつては12月24日（火）の利用開始となります。

また、12月19日（木）日締切のシステム設定関連書類にあつては1月6日（月）の利用開始となりますので、あらためてご注意ください。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

### 15. 年末年始の問い合わせ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。 電話：0120-794550

但し、12月27日（金）17:30から1月6日（月）08:30までの間に頂いたFAX、電子メール及びNACCSセンターホームページの問い合わせフォームによるお問い合わせに対する回答につきましては、1月6日（月）以降の対応となりますのでご注意ください。